

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社:会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社:会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項)

2024年7月1日

株式会社サニックス

株式会社サニックスエンジニアリング

2024年7月1日

吸収分割に係る事後開示書類

福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
株式会社サンックス
代表取締役社長 宗政 寛

福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
株式会社サンックスエンジニアリング
代表取締役社長 梅田 幸治

株式会社サンックス（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社サンックスエンジニアリング（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024年2月2日付で締結した吸収分割契約に基づき、効力発生日を2024年7月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営む企業・法人向け太陽光発電システム等の販売、施工、メンテナンス、太陽光発電システム機器類の卸販売等の事業及び付随する事業に係る権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

- 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年7月1日
- 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - 会社法第784条の2の規定による手続の経過（本吸収分割の差止請求）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法 789 条の規定による債権者保護手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は吸収分割会社の 100%子会社であることから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 5 月 20 日付の官報公告を行いました。なお、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、吸収分割承継会社においては、知れている債権者がいなかったため、会社法 799 条第 2 項に基づく各別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約に定める企業・法人向け太陽光発電システム等の販売、施工、メンテナンス、太陽光発電システム機器類の卸販売等の事業及び付随する事業に係る資産・負債その他の権利義務を承継いたしました。本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算）：2,328 百万円

承継した負債の額（概算）：2,325 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 7 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上